令和８年度名取市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和８年３月３１日　市長決裁

１　目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

２　用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成２５年１月３０日政令第２２号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）」で使用する用語の例による。

３　適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

４　調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、原則として、物品等の調達が可能な市内の施設等とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設等。

ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る）

オ　地域活動支援センター

（２）障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（３） 障がい者を多数雇用している次の企業等。

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第１条第２項に規定する次の①から③を全て満たす事業所）

① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が５人以上

② 当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が２０％以上

③ 当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が３０％以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

５ 調達の対象となる物品等

本方針において、調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務とする。

６ 調達の推進方法

（１）障害者就労施設等が提供する物品等について、社会福祉課から各部署へ必要な情報提供を行い、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

（２）障害者就労施設等から物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を積極的に活用する。

（３）物品等の調達に当たっては、その仕様を明確にし、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。

（４）障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品等に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品など、発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。

（５）必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する「特定非営利活動法人　みやぎセルプ協働受注センター」を活用し、障害者就労施設等への発注機会の拡大に努める。

7　調達目標

令和８年度の障害者就労施設等からの調達は、物品及び役務のそれぞれについて、令和６年度の実績額及び令和７年度業務委託状況を鑑み、次のとおりとする。

（令和８年度調達目標額）	※令和６年度調達実績額
（１）物品　１，１００千円	（１）物品　１，０４３，６６５円
（２）役務　１，３００千円	（２）役務　１，２３０，１２０円

8　公表

本方針及び年度毎の調達実績を市ホームページにより公表する。

9　担当窓口

本方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。